

令和3年度山形県公立高等学校学び直し支援交付金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後、再び県内の公立高等学校で学び直す者に対して、予算の範囲内において、山形県補助金等の適正化に関する規則に関する規則（昭和38年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後等も、卒業までの間、継続して山形県公立高等学校学び直し支援交付金（以下「学び直し支援金」という。）を交付する。

(交付対象)

第2条 学び直し支援金の交付対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 県内の公立高等学校（専攻科を除く。）に在学している者
- (3) 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (4) 法第3条第2項第2号に該当する者（ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については本号を適用しない。）
- (5) 平成26年4月1日以降に県内の公立高等学校に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者に限る。）
- (6) 高等学校等を退学したことがある者
- (7) 学び直し支援金の交付を受けた期間が通算して12月（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第2条第1項第1号に規定する高等学校等定時制課程等（以下「定通」という。）にあっては24月）未満である者
- (8) 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料又は受講料（以下「授業料等」という。）の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74未満である者
- (9) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

(交付の額及び交付限度額)

第3条 学び直し支援金は、受給資格者がその初日において県内の公立高等学校に在学する月について、月を単位として交付されるものとし、その額は、一月につき、県内の公立高等学校の授業料等の月額に相当する額とする。

(交付申請、認定の通知)

第4条 受給資格者は、学び直し支援金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに、受給資格認定申請書・収入状況届出書（様式第1号）に、省令第3条第1項に規定する保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添え、知事に申請し、その認定を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、認定又は不認定の決定を行い、当該申請を行った者に対し、受給資格認定及び交付決定通知（様式第2号）又は受給資格認定通知（不認定）（様式第3号）により通知する。

(交付期間)

第5条 学び直し支援金の交付期間は、第2条第1号から第9号の各号のいずれにも該当することとなったときから、高等学校等に在学した期間を通算して12月（定通にあつては24月）までとする。

(交付方法)

第6条 知事は、第4条第2項の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に対し、学び直し支援金を交付する。

2 学び直し支援金の交付は、受給権者が第4条第1項の認定申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月（受給権者がその月の初日において在学していないときは、その翌月とする。）から始め、学び直し支援金を交付すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給権者が、やむを得ない理由により第4条第1項の認定の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

(代理受領等)

第7条 知事は、県立高等学校に在学する受給権者に交付すべき学び直し支援金を受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。この場合においては、受給権者に対し、学び直し支援金の交付があったものとみなす。

2 山形市長は、山形市立商業高等学校に在学する受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、その受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。

(交付事由消滅の通知)

第8条 知事は、受給権者が学び直し支援金の交付を受ける事由が消滅したとき（当該受給権者が卒業し若しくは修了した者となったときを除く。）は、その旨を受給権者であった者に対し、受給資格消滅通知（様式第4号）により通知する。

(交付の額の通知)

第9条 知事は、受給権者に対し、学び直し支援金を交付するときは、当該学び直し支援金の交付の額を、受給資格認定及び交付決定通知（様式第2号）、又は変更交付決定通知（様式第12号）により通知する。

(交付の停止等)

第10条 知事は、受給権者が在学する公立高等学校を休学した場合において、受給権者が、交付停止申出書（様式第5号）により申し出たときは、その交付を停止することができる。

- 2 前項の申出をした受給権者が、前項に規定する場合に該当しなくなったときは、交付再開申出書（様式第6号）に、受給資格認定申請書・収入状況届出書（様式第1号）及び保護者等の課税証明書等を添付したもの（以下「収入状況届出書等」をいう。）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の申出により交付の停止をしたとき、又は前項により交付の再開をしたときは、申出をした受給権者に対し、交付停止通知（様式第7号）、又は交付再開通知（様式第8号）により通知する。
- 4 第1項の交付を停止する期間は、同項による申出をした日の属する月の翌月（申出をした日が月の初日である場合は、当該月とする。）から第3項による該当しなくなった旨の申出をした日の属する月（申出をした日が月の初日である場合は、その日の属する月の前月とする。）までの間とする。
- 5 第1項の規定により当該月に係る学び直し支援金の交付が停止された月は、第2条第7号及び第6条の期間の計算については、その初日において在学していた月には該当しないものとみなす。

(収入状況の届出等)

第11条 受給権者は、別に定める日までに、収入状況届出書等を知事に提出しなければならない。ただし、申請時に個人番号カードの写し等を提出している受給権者及び前条第1項の規定により学び直し支援金の交付が停止されている受給権者は除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、知事に速やかに収入状況届出書等を届け出なければならない。
- 3 受給権者は、氏名を変更したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(交付の一時差止め)

第12条 知事は、受給権者が、正当な理由がなく前条第1項の規定による届出を行わないときは、学び直し支援金の交付を一時差し止めることができる。

(交付実績証明書)

第13条 知事は、受給権者又は受給権者であった者から請求があった場合には、学び直し支援金の交付の実績を証明する書類を発行する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。